指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和８年６月１日改正

１．概要

（１） 指定居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	あったかいごひといち居宅介護支援事業所
所在地	岩手県遠野市中央通り 5－25 https://sankyo-ika.jp
介護保険指定番号	居宅介護支援事業者（岩手県 0370800518 ）
サービス提供地域	遠野市

（２） 事業者の職員体制

役職	資格	常勤	非常勤	業務内容	備考
管理者兼主任介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉主事	１ 名以上		管理業務 居宅介護支援業務	兼従
介護支援専門員	介護支援専門員 介護福祉士	１ 名以上		居宅介護支援業務	専従

（３） 営業時間

平日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
土・日	営業は致しません。

＊ 上記のほか、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）も休業となります。

【緊急時の連絡先】電話　0198－63－1516

２．指定居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの手続きと主な内容

① 指定居宅介護支援事業所の説明及び利用の同意：
事業所の概要説明と利用希望者との契約締結。

② 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の作成提出：
保険者（市町村）の担当窓口へ提出。

③ 指定居宅サービス事業者に関する情報提供：
利用者及びその家族に対し、サービス事業者の選定または推薦にあたり介護支援専門員は利用者または家族の希望を踏まえつつ公正中立に当該地域における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料などの情報を提供し自らサービスの選択が可能となるよう支援する。

④ 利用者に関する調査・面談：
居宅サービス計画の原案作成のため、利用者の身体状況等について調査すると共に、本人及びその家族から介護保険サービスの利用意向を確認。

⑤ サービス担当者会議の開催
指定居宅サービスの提供にかかる担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、各分野の担当者に、専門的な見地から意見を求め計画原案の見直しに反映。

⑥ 居宅サービス計画原案に関する調整・同意：
利用者に居宅サービス計画原案を提示、利用者及びその家族の意見を聞き、当該計画に対する利用者同意を得るまで見直しを実施し、見直した計画書を利用者に交付する。

⑦ 指定居宅サービスの提供開始：
利用者から同意を得た居宅サービス計画の控え等を交付すると共に、利用料（自己負担）について資料配布のうえ居宅サービスの提供を開始

３．居宅介護支援サービスにかかる利用料金

（１） 利用料

４．介護保険法により要介護・要支援認定を受けられた方は、全額介護保険から居宅サービス計画作成にかかる費用は全額給付されるので、自己負担はありません。保険料の滞納等により介護保険の給付制限を受けている場合は、１か月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、遠野市健康長寿課介護保険係（0198-62-5111）に提出して、全額払い戻しを受ける（滞納している保険料納付が条件となる場合もあります。）ことができます。

◎居宅サービス計画作成料（居宅介護支援費：１ヶ月につき）は、居宅介護支援費（Ⅰ）

を算定（要介護 1,2⇒10,860 円、要介護 3,4,5⇒14,110 円）いたします。

◎加算料金：各々について、要件を満たした場合に算定されます。

＊初回加算　3,000 円/回

新規に居宅サービス計画を作成する場合・要支援者が要介護認定を受け場合・要介護状態区分が２区分以上変更された場合・２ヶ月以上居宅介護サービスがなかった場合、適切なアセスメントにより居宅介護サービス計に基づいて居宅介護サービスが提供された場合。

＊入院時情報連携加算Ⅰ　2,500 円/月

利用者が病院又は診療所に入院した日のうち当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

＊入院時情報連携加算Ⅱ　2,000 円/月

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

＊:退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等に入所していた利用者様が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービス利用する場合において、当該利用者様の退院又は退所にあたって、当該医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者様について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）

ただし、初回加算を算定する場合は算定しません。入院又は入所期間中につき１回を限度となります。なお、下記の各加算の同時算定はしません。

退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円/回	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得る連携を行い、居宅サービス計画の作成をした場合 （Ⅰ）イ連携１回
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000 円/回	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得る連携を行い、居宅サービス計画の作成をした場合 （Ⅰ）ロ連携１回（カンファレンス参加による）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円/回	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得る連携を行い、居宅サービス計画の作成をした場合 （Ⅱ）イ　連携２回以上

退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円/回	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得る連携を行い、居宅サービス計画の作成をした場合 （Ⅱ）ロ　連携 2 回（内 1 回以上カンファレンス参加）
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000 円/回	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得る連携を行い、居宅サービス計画の作成をした場合 （Ⅲ）連携 3 回以上（内 1 回以上カンファレンス参加）

＊通院時情報連携加算　500 円/月

利用者が病院または診療所において医師の診察を受けるとき介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者にかかわる必要な情報提供を行うとともに医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定の単位数を加算する。

＊緊急時等居宅カンファレンス加算　2.000 円/月

病院または診療所の求めにより、医師または看護師とともにご利用者様の居宅を訪問してカンファレンスを行い、必要に応じて当該ご利用者様に必要な居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、カンファレンスの実施日・参加した職種名氏名とその要点を居宅サービス計画に記載し、ご利用者様１人につき２回を限度として算定します。

＊ターミナルケアマネジメント加算　4,000/月

①末期の悪性腫瘍にて在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、２４時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）が対象。

②２４時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備。

③利用者または家族の同意を得た上で、死亡日および死亡日前１４日以内に２日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施した場合。

④訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等およびケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合。

＊介護職員等処遇改善加算　2.1%

介護給付以外のサービスに要する費用

◎実施地域以外の利用者は、交通費のみ実費で徴収します。

（サービス提供実施区域を越えた時点から、１キロメートルあたり２０円）

５．当事業所が提供する居宅介護支援の方針・特徴

（１）　事業運営方針

① 利用者が居宅において可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、最大限の努力を払います。

② 当事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たって利用者の心身の状況、その置かれている環境等に配慮して、利用者及びその家族のサービス選択を第一義として、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。

③ 当事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たって利用者の意志及び人権を尊重し、利用者の立場に立って計画作成に望むと共に、その後の、経過観察等においても、利用者の身体機能の改善に留意し適切な指導援助に努めます。

④ 当事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜提供を行い、利用者が介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、施設への紹介その他の便宜提供を行うことに努めます。

⑤ 事業の実施にあたって、関係市町村・地域の保健・医療・福祉関係者と緊密な連携を図り、サービス担当者会議の開催も含め総合的なサービスの提供に努めます。

⑥ 当事業所では介護支援専門員の資質の向上を図るため、採用時３カ月以内と継続して年１回の割合で研修の機会を設けることとします。

（２）　居宅介護支援の実施経過

① 利用者が有している能力、現在提供を受けているサービス等の環境評価を通じて利用者が抱えている問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、解決すべき課題の把握（居宅サービス計画ガイドライン方式）に努めます。

② 当事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、当該居宅サービス計画の実効性の検証による計画変更、居宅サービス事業者等の指導・調整、その他必要な便宜の提供に努めます。

６．事故発生時の対応

（１）　当事業所のサービス提供にあたり事故が発生した場合には、家族に報告するとと

もに適切かつ誠実な対応を行います。

（２）　事故が生じたときには、直ちに事故に至った経緯および様態を調査し事実を正確に把握します。

（３）　事故発生後はできるだけ速やかに市町村や関係機関へ正確に事故発生の報告をします。

（４）　当事業所の責任のある発生した事故を二度と繰り返さないための対策を検討し、予防措置を早期に実施します。

７．連絡先

連絡先	氏名	電話番号
ご家族		
主治医		
事業者等その他		
市町村	遠野健康福祉の里	６２－５１１１
当所損害賠償契約機関	損保ジャパン （岩手支店盛岡支社）	０１９－６５３－４１４１

８．緊急時の対応

（１）　当事業所のサービス提供にあたり、怪我や体調の急変等の事態が発生した場合は、適切かつ迅速な応急措置を講じます。

（２）　お客様の生命・身体・健康に危険またはその恐れがあるときは、直ちに医師及び家族・代理人に連絡して必要な措置を講じます。

（３）緊急事態が発生に至った経緯及び様態を速やかに精査し、正確な状況把握に努めます。

９．サービス内容に関する苦情処理等

相談・苦情・ハラスメント対応

(1) 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの相談・苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(3) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を

受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（４）相談または苦情等に対応する常設窓口（利用者サービス係）の設置及び担当者の配置

① 利用者相談窓口：電話 0198－63－1516　ＦＡＸ 0198－63－1517

② 相談受付担当者：佐藤春香

（５）その他（市町村等の相談・苦情処理窓口）

① 市町村相談窓口

遠野健康福祉の里　　電話 0198-62－5111

②岩手県国民健康保険団体連合会　　電話 019－623 - 4321

10. 職場におけるハラスメントの防止

ハラスメント指針を整備し、事業所におけるハラスメント対策の推進を行う。

11. 当事業所の概要

名称：	あったかいごひといち居宅介護支援事業所	
法人種別 ：	株式会社　三協メディケア	
代表者役職・氏名：	代表取締役　　齊藤　大輝	
事業所管理者・氏名：	管理者　佐藤　春香	
事務所内の職員配置：	主任介護支援専門員	1名以上（兼務：管理者含む）
	介護支援専門員	1名以上（常勤専従）

12. 個人情報の秘密の保持

（１）事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なくして第三者に漏らすことはありません。この秘密主義は契約終了後も継続します。また、職員が当事業所を退職した後も継続します。当事業所の職員は、当法人と個人情報漏えい禁止を守る誓約書を取り交わしています。

（２）事業所は、利用者またはその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において個人情報を開示・漏えいしません。

（３）当事業所では、個人情報の秘密保持における職員研修を年１回以上行い情報保護を行います。

13. 虐待防止

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者 を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14. 契約の終了について

（１） 契約の有効期間は、契約締結日からご利用者様の要介護認定有効期間満了日までですが契約期間満了の２日前までにご利用者様から契約終了の申し入れがない場合は、同じ条件で自動更新され以後同様となります。契約終了する場合は以下の①～⑦です。

①ご利用者様が死亡され他場合

②要介護認定によりご利用者様の心身状況が介護保険認定区分で自立（非該当）もしくは要支援１・２と認定された場合

③ご利用者様が介護保健施設に入所・入居した場合

④事業所が解散した場合・破産した場合・やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

⑥ご利用者様から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

（２）ご利用者様から解約または契約解除の申し出

①事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合

②事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合

③事業者もしくは介護支援専門員が故意または過失によりご利用者様の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（３）事業所から契約解除を申し出（文書・口頭説明による）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

ご利用者様・ご家族様が、契約締結時や事業実施中において心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。ご利用者様・ご家族様が故意にまたは重大な過失により事業者またはサービス従業員もしくは他の利用者様等の生命・身体・財産・信

用を傷つけ、たまは著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

15. 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

16. 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

17. 身体拘束

利用者、または他の利用者らの生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

身体拘束を行う場合、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

個人情報使用に関する説明と利用同意書

私（利用者およびその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

記

１　使用する目的

あったかいごひといち居宅介護支援事業所が行なう事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に関わる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書と同様に利用者基本情報、アセスメントシートを居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示します。
居宅介護支援事業に必要な情報を当該医療機関（主治医等当該医療機関の職員）または地域密着型介護福祉施設職員・介護福祉施設職員・介護保険施設職員から情報提供を受け、当事業所が行う当該居宅介護支援事業を行なうこと。

２　使用する事業者の範囲

区分（支援・サービス）	所在地	事業所名
居宅介護支援	遠野市中央通り５－２５	あったかいごひといち居宅介護支援事業所

３　条件

（１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものにもれることのないよう細心の注意を払います。
（２）個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録します。

４　使用する期間
サービスの提供を受けている期間（契約締結日から契約解約または終了まで）

令和　　年　　月　　日

指定居宅介護支援事業所ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要な事項を説明しました。また、個人情報使用に関する説明に基づき最小限の範囲内での個人情報の使用について説明しました。

事業者

所在地　　岩手県盛岡市北飯岡１丁目 6-8

名称　　株式会社　三協メディケア

代表取締役　齊藤　大輝　　印

説明者　　所属　　あったかいごひといち居宅介護支援事業所

介護支援専門員

氏名　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援事業についての重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービス提供開始について同意しました。また、個人情報使用同意書に基づき最小限の範囲での個人情報の使用について同意しました。

利用者　　住所

岩手県遠野市

氏名　　印

代理人　　住所

岩手県遠野市

氏名　　印

（続柄　　）